

特定非営利活動法人産業保健ステーション定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人産業保健ステーションという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、産業保健の専門家を志す者および働く人々の健康支援に取り組む企業・団体に対して、専門的人材の育成、企業とのマッチング支援、職場環境や働き方の改善に関する教育・情報提供、ならびに従業員の健康や働きやすさの向上を支援する商品・サービスの共有等の事業を行うことにより、すべての働く人が心身ともに健康で安心して働き続けられる社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑤ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑥ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 産業保健師の開業支援事業
- ② 産業保健の専門家と企業のマッチング事業
- ③ 産業保健の専門家向け研修・教育プログラムの提供・情報提供事業
- ④ 企業における従業員の健康保持・増進や働きやすい職場環境づくりを支援する事業
- ⑤ 企業が従業員の健康や職場環境の向上に役立てる商品・サービス等の紹介・共有事業
- ⑥ 地域との連携による健康づくり推進事業
- ㉦ 産業保健に関する調査・研究および情報データベース構築事業
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予

算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	毛利 陽子 (村田 陽子)
副理事長	齋藤 明子
副理事長	徳永 京子
理 事	福田 洋
理 事	小島 健一
理 事	野田 哲朗
理 事	松葉 齊
理 事	青田 陽
理 事	小坂智恵子
理 事	国吉利枝子
監 事	栗原 正幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 産業保健ステーション

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏 名		
1	理事	モウリ（ムラタ）ヨウコ	無	理事長
		毛利（村田）陽子		
2	理事	サイトウ アキコ	無	副理事長
		齋藤 明子		
3	理事	トクナガ キョウコ	無	副理事長
		徳永 京子		
4	理事	フクダ ヒロシ	無	
		福田 洋		
5	理事	コジマ ケンイチ	無	
		小島 健一		
6	理事	ノダ テツロウ	無	
		野田 哲朗		
7	理事	マツバ ヒトシ	無	
		松葉 斉		
8	理事	アオタ ヨウ	無	
		青田 陽		
9	理事	コサカ チエコ	無	
		小坂 智恵子		
10	理事	クニヨシ リエコ	無	
		国吉 利枝子		

	役 名	(フリガナ) 氏 名		報酬の有無	役職名等
11	監事	クリハラ マサユキ 栗原 正幸		無	
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

7年度

事業計画書

特定非営利活動法人産業保健ステーション

1 事業実施の方針

- ①産業保健分野で働く開業支援を行い、「働くみんなの保健室」の登録者を増やす。
- ②産業保健の専門家向け研修プログラムを作成する。
- ③健康経営®を推進するための方法と協力団体について検討する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 995 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①産業保健師の開業支援事業	・産業保健師事務所の開設に関わる教育と支援 ・産業保健師向け起業塾	6月2日 6月16日 6月30日 7月14日 7月21日	都内	15人	産業医 保健師	35人	450
②産業保健の専門家と企業のマッチング事業	・健康経営を推進したい企業と適切な産業保健師及び産業保健の専門家を繋げ、双方にとって有益な契約をサポート ・「働くみんなの保健室」の登録者要件を決め開業保健師を募集 ・HPにて協力企業を募る	通年	オンライン	30人	産業保健師	30人	200
⑥地域との健康づくり推進事業	・地方自治体や地域団体と協力し、地域社会全体での健康づくりを推進する事業 ・地域職域連携の事例収集（公衆衛生看護学会参加）	12月13日、14日	石川	6人	産業保健に関わる専門家	50人	115
⑦産業保健に関する調査・研究及び情報データベース構築事業	・企業や産業保健の専門家が参照できる健康づくりや労働環境改善に関する最新情報や事例をまとめたデータベースを提供。労働環境や社員の健康づくりの現状について調査を行い、その結果を企業や地域社会に還元する事業 ・産業衛生学会にて研究発表をする ・産業看護学会にて研究発表をする ・その他学会研究会	5月15日 16日	仙台	12人	産業保健に関わる専門家	100人	115
		11月8日 9日	新潟	10人	同上	100人	115

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

8年度

事業計画書

特定非営利活動法人産業保健ステーション

1 事業実施の方針

- ①産業保健分野で働く開業支援を行い、「働くみんなの保健室」の登録者を増やす。
- ②産業保健の専門家向け研修プログラムを作成する。
- ③健康経営®を推進するための方法と協力団体について検討する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3070 】千

円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①産業保健師の開業支援事業	・産業保健師事務所の開設に関わる教育と支援 ・産業保健師向け起業塾	6月 日 6月 日 6月 日 7月 日 7月 日	都内	15人	産業保健師	35人	480
②産業保健の専門家と企業のマッチング事業	・健康経営を推進したい企業と適切な産業保健師を結び、双方にとって有益な契約をサポート ・「働くみんなの保健室」の登録者要件を決め開業保健師を募集 ・HPにて協力企業を募る	通年	オンライン	70人 (7人×10回)	産業保健師	1000人	350
③産業保健の専門家向け研修・教育プログラムの提供事業	・産業保健に関する専門知識やスキルを向上させるための研修・セミナーを実施 ・企業や産業保健の専門家への啓発活動を行う ・プログラム作成	5月 月 7月 月 9月 月 11月 月 2月 月	都内 オンライン	25人	産業保健専門家	100人	1150
④企業における従業員の健康保持や働きやすい職場環境づくり支援事業	・健康経営を導入したい企業に対し、健康プログラムや実行支援を行う ・コンサルティングサービスを提供 ・健康経営支援機関との連携のための情報収集	2026年 3月 日 ～ 19年 12月 日	新潟	6人	産業保健に関わる専門家	50人	50
⑤企業が従業員の健康づくりや働きやすい職場環境づくりの一環として、従業員の健康づくりや働きやすい職場環境づくりの支援事業	・健康経営を支援する製品やサービスを提供 ・企業とネットワーキングイベントを開催し、商品やサービスの相互紹介 ・HPにて実践企業を募る	通年	全国	48人	健康経営を実施している企業担当者	1000人	240
⑥地域と連携した健康づくり事業	・地方自治体や地域団体と協力し、地域社会全体での健康づくりを推進する事業 ・地域職域連携の事例収集(公衆衛生看護学会参加)	2026年 3月 日 ～ 19年 12月 日	新潟	6人	産業保健に関わる専門家	50人	100

⑦ 産業保健 に関する研 究機構	健康情報一 保調びベ 業る及タ業 産する事 業	に・報ス 健康情報一 保調びベ 業る及タ業 産する事 業	産業保健 に関する 専門	大阪 兵庫	10 人 10 人	健康 保家 業関 産に 専門 同上	250	450
							100 人 100 人	250 450

[illegible]

5月27日
～30日

11月5日
～7日

大阪

兵庫

10 人

10 人

健康を保つ
専門家に
産業に専

同上

100 人

100 人

250

450

(2) その他の事業

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 産業保健サービス

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			400,000
正会員受取会費（12,000* 25人）	300,000		
賛助会員受取会費（50,000*2法人）	100,000		
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			900,000
①産業保健師の開業支援事業 70,000円*10人	700,000		
⑦産業保健に関する調査・研究事業・産業保健情報データベースの構築事業	200,000		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			1,300,000
【B】 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			995,000
会議費（仙台 新潟 石川自由集会）	45,000		
旅費交通費 仙台3人 新潟4人	300,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
講師料（起業塾）150,000*3人	450,000		
諸会費			
HP作成費	200,000		
事業費計			995,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			185,000
消耗品費（印鑑代、コピー代等）	20,000		
水道光熱費	10,000		
通信運搬費（書類の郵便代等）			
地代家賃	5,000		
旅費交通費（都庁 法務局等への手続き）			
減価償却費	150,000		
HP管理費			
管理費計			185,000
経常費用計			1,180,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			120,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			120,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④+⑤			120,000

8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 産業保健ステーション

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			730,000
正会員受取会費（12,000*40人）		480,000	
賛助会員受取会費（50,000*5法人）		250,000	
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			2,700,000
①産業保健師の開業支援事業		700,000	
③産業保健の専門家向け研修・教育プログラムの提供・情報提供事業		2,000,000	
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			3,430,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			3,070,000
会議費（大阪 岡山 自由集会）（起業塾 スキルアップ研修で6回）		280,000	
旅費交通費 大阪5人 岡山5人		600,000	
プログラム作成と保健室基準を作成会議 10回（7人）		350,000	
減価償却費			
講師料（起業塾、スキルアップ研修）150,000*3 200,000*5		1,450,000	
健康経営実施企業のサービス紹介HP作成		240,000	
新潟での交流会		150,000	
事業費計			3,070,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			305,000
消耗品費		20,000	
水道光熱費			
通信運搬費		10,000	
地代家賃		120,000	
旅費交通費		5,000	
減価償却費			
HP管理費		150,000	
管理費計			305,000
経 常 費 用 計			3,375,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			55,000
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			55,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			45,000
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			100,000

特定非営利活動法人産業保健ステーション設立趣旨書

日本の労働環境は急速に変化しており、特に中小企業では従業員の健康管理やメンタルヘルス対策が十分に行き届いていない現状があります。少子高齢化や働き方改革の進展に伴い、健康経営の重要性はこれまで以上に高まっています。しかし、多くの企業では健康経営を実施するための専門家を見つけることが難しく、取り組みが十分に進められないという課題があります。このような専門家不足は、企業規模が小さいほど顕著であり、従業員の健康維持が組織全体の生産性や成長に与える影響を無視できない状況となっています。

また、産業保健の専門家である産業保健師や保健指導の専門職は、地域社会の健康を支える重要な役割を担っているものの、その専門性を活かせる場や活動の機会が限られているのが現状です。このミスマッチは、専門家自身の活動の幅を制限するだけでなく、企業が適切なサポートを受けられない要因にもなっています。

このような背景のもと、私たちは企業と産業保健の専門家をつなぐ新たなプラットフォームを構築し、すべての従業員が心身ともに健康で働ける環境を整えることを目指しています。さらに、健康経営を推進することで企業の生産性を向上させ、地域社会における産業保健の普及啓発を通じて、人と組織の健康を支える仕組みを構築していきたいと考えています。

これまで、有限責任事業組合として産業保健師と企業のマッチング支援や教育研修プログラムの提供、産業保健サービスを提供してまいりました。しかし、有限責任事業組合は認知度が低く、社会的信用の向上や活動への参加者や支援者の拡大に限界を感じることもありました。また、自治体や企業との契約を円滑に進めるため、さらには資金調達や事業運営をより効率的に行うために、特定非営利活動法人としての法人格が必要であると判断しました。

特定非営利活動法人として設立することで、法令に基づく適切な法人運営を行い、定期的な総会や情報公開を実施することで社会的信用を高めます。これにより、活動への賛同者を増やし、地域社会と企業の双方にとって価値ある事業をさらに推進できると確信しています。

この法人は、健康経営に必要な専門家を企業とつなぐ役割を担い、地域社会の健康維持と企業の持続的発展を支える産業保健支援の拠点として活動を展開します。すべての人々が健康で活力ある生活を送ることができる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

設立に至るまでの経過

- 令和3年9月 有限責任事業組合開業保健師発足
- 令和3年 公益財団)産業看護学会催にて発表 分散型事業所への取り組み例
- 令和5年9月～11月 第1回産業保健起業塾開催
- 令和6年12月 公益財団)産業看護学会にて取り組み発表
- 開業保健師チームによる中小企業事業所への取り組み
- 令和7年3月発行予定 開業保健師研究6号
- 令和7年1月 特定非営利活動法人産業保健ステーション設立総会開催

2025年2月23日

設立代表者

氏名 毛利 陽子